



定例会報告

テーマ「特別自治市」について

5月11日に相模原市内で開かれた政令指定都市19市による「指定都市市長会議」そこで新たな大都市制度として、県など広域自治体と同等の権限を持つ「特別自治市」(仮称)の創設を国に求めていくという方向性が示されました。当会では、今年度研究テーマの一つである道州制を学ぶうえで、関連性が高く、タイムリーな話題であるため、急遽



6月度定例会のテーマとして「特別自治市」を取り上げました。定例会では、相模原市企画市民局 企画部広域行政課 課長 齋藤憲司氏を講師としてお招きし、「特別自治市」の概要・背景についてご説明を頂きました。

以下はごく一部ですが、多くの質問や意見交換がなされ、大変有意義な定例会となりました。(唐澤)

会員：「道州制を否定しているように見える、また特別自治市だけが特化して発展していけば良いというようにもとれる」**市：**「市長会議でもそのような印象を持たれるような資料作りは良くないという意見が出た。本旨は地方自治の先頭を走るのであって一人勝ちするような状態ではない。指定都市には、周りも幸せにするという意識があると思います」**会員：**「道州制ではだめなのでしょうか」**市：**「道州制と並び立つイメージの制度で、以前は、特別自治市という言葉は使われておらず、大都市州と呼ばれていたことから、同じ方向を向いています」

「特別自治市」の感想

まず、通常の呼称は「指定都市」と使っているとの話が初耳でした。そして、東京大都市に追随したい大阪府や神奈川県等の動き。また、更なる権限の移譲を求めての19の「指定都市」の目指すところが特別自治市なのかなと理解いたしました。但し、今後既得権益との調整は小惑星探査機「はやぶさ」が7年掛けても戻ってきたより早く解決出来ることを望みたい。

何れにしても、何時でも対応出来る様、呉越同舟で市民が一丸となって自立都市を目指すことが喫緊の問題であり、人生の来た道、行く道を考え、出来る事を応援したいと思う。(白井憲二)

※法令上は政令で定めた「指定都市」と呼称する。

新入会員紹介

矢田 正和 (一級技能士事務所 丸正塗装) この度縁あって入会させて頂きました、南区磯部にて一級技能士事務所 丸正塗装の代表をしております矢田正和です、相模原生まれで相模原育ちです、政令指定都市移行後の相模原に期待をしていますが自分でも少し勉強してみたいと思い入会しました、先輩会員の皆様と一緒に活動して色々な事を身に付けて行きたいと思っていますので宜しくお願い致します。



今度はピンバッジ10種セット♪
かわい〜

7月定例会のご案内 テーマ「グリーン・コンパクトシティについての勉強会 (1)」

日時：7月14日(水) 19:00~20:00 場所：相模原商工会議所役員会議室(新館4階)

コンパクトシティは、これまでの定例会でも何度か話し合われたテーマですが、今回はさらに、掘り下げた内容で意見交換し、知識を深めることを目的としています。初心者・オブザーバーの方も大歓迎ですので、多くの皆様の参加をお待ちしております。

(担当：中嶋、白井(一))

○ご参加希望の方は、TEL:042-753-8131 FAX:042-753-7637 事務局林まで御連絡下さい。